

運輸安全マネジメントに関する公表事項

令和6年4月1日
岐阜近鉄タクシー株式会社

岐阜近鉄タクシー株式会社は、運輸安全マネジメントを策定して以下の事項を公表するとともに、全社員が一丸となって輸送の安全確保に取り組んでまいります。

《輸送の安全に関わる基本方針》

当社は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社長、統括安全管理者が中心となって、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させてまいります。また輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

《輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況について》

「お客様ご乗車中の事故を無くす」「交通弱者に対する事故を無くす」を合い言葉に、有責事故の絶無を目指し取り組みます。

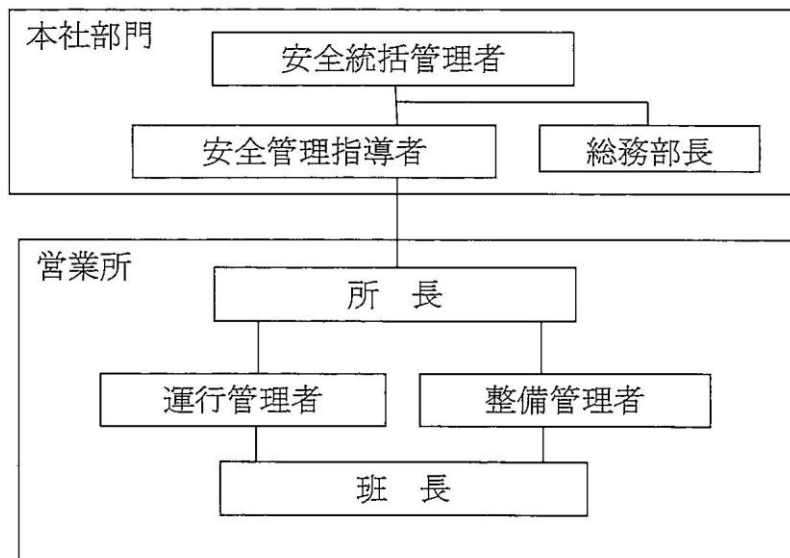
目 標

前年度に比し有責事故を10%減少させる

《自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計》

なし

《輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統》



《輸送の安全に関する重点施策について》

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置をます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有に努めます。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

《輸送の安全に関する設備投資について》

《事故、災害等に関する報告連絡体制について》

別紙 異常時の連絡体制

《安全管理規程》

別紙 安全管理規程

《輸送の安全に関する教育および研修について》

「輸送の安全確保」を実現するため下記事項を盛り込んだ「年間指導教育計画」を策定し、乗務員教育、監督者教育を計画的、継続的に実施し、法令遵守、安全意識の高揚に努めてまいります。

- ① 所属長会議(月1回)、職場安全管理委員会(月1回)、点呼などを通じて法令遵守、指示・伝達事項の徹底、情報の共有を図る。
- ② 運転者適性診断(随時)、運転記録証明を活用した運転傾向の把握(随時)、健康診断結果に基づく体調管理(年1回)、事故防止研修会の参加(年1回)など、個人別管理の充実と法令遵守、輸送の安全確保の意識を高める。
- ③ 運行管理者・整備管理者講習会(随時)などへの参加により管理・監督者の法令遵守、輸送の安全確保の意識を高める。

以上